

総務省における物品等の契約に係る指名停止措置について

総務省は、下記のとおり、本日、物品等の契約に係る指名停止措置を行いました。

記

- 1 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反したとして、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日、株式会社電通グループ等6社が公正取引委員会により刑事告発され、同日、東京地方検察庁により起訴されました。

これを受けて、「総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

- (1) 対象事業者

- ① 株式会社博報堂
- ② 株式会社東急エージェンシー
- ③ 株式会社セイムトウ

- (2) 指名停止の期間

令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9か月）

- 2 株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の元理事に対する贈賄罪で、令和4年11月9日に起訴されました。

これを受けて、「総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

- (1) 対象事業者

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ

- (2) 指名停止の期間

令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9か月）

- 3 株式会社KADOKAWAの元取締役会長等は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の元理事らに対する贈賄罪で、令和4年10月4日等に起訴されました。

これを受けて、「総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

- (1) 対象事業者

株式会社KADOKAWA

- (2) 指名停止の期間

令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9か月）

- 4 株式会社大広の執行役員は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技

大会組織委員会の元理事らに対する贈賄罪で、令和4年10月18日に起訴されました。

これを受けて、「総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

- (1) 対象事業者
株式会社大広
- (2) 指名停止の期間
令和5年3月6日から令和5年9月5日まで（6か月）

(本件問い合わせ先)
総務省大臣官房会計課監査指導係
担当者：高橋、小松
TEL 03-5253-5135